

4 小児がんの進捗状況について

項目	内容
令和元年度の活動報告 一部予定	<p>(1)研修教育:看護研修会 1回目: 2019年7月6日(土) 基礎編 2回目: 2019年9月14日(土) 補完代替療法 3回目: 2019年10月19日(土) 晩期合併症と長期フォローアップ 4回目: 2019年11月2日(土) 終末期の看護</p> <p>地域内研究会・講習会の継続実施 6月7日兵庫県小児血液腫瘍症例検討会 11月29日 小児がん治療講演会 2月14日 兵庫県小児Tumor Board 1月8日 小児がんのための薬剤開発を考える(於国立がんセンター) 2月24日 兵庫県がん生殖医療協議会 3月22日:神戸大学がんプロ養成プランとの行政・患者会合同の小児がん長期サバイバーの長期フォローアップに対する講演会・患者との座談会(予定)</p> <p>(2)情報連携:地域内がん相談支援室との連携による機能拡大。兵庫県がん・生殖医療ネットワークとの連携によるAYA世代がん患者の妊孕能温存処置の拡大・促進、特に卵巣凍結保存</p> <p>(3)がん登録:専任職員を用いた地域がん登録の継続実施。</p> <p>(4)緩和医療:緩和医療チームの活動促進、6月1日より緩和ケア診療加算 12月までに23件</p> <p>(5)小児がん連携病院の指定</p> <p>(6)医療連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児がん拠点病院連携会議(6月19日、1月17日) ・小児がん診療病院連携会議(近畿ブロック 7月23日、2月22日8予定) 中四国ブロック1月11日 ・小児がん診療病院とのTV会議(8月、12月除く毎月) ・兵庫県立神戸陽子線センターとの連携 さらなる症例の集積 ・当院Tumor Board(週1回)への他院からの参加奨励 <p>(7)臨床研究:JCCGを中心に計画されている国際臨床試験への積極的参加 小児悪性腫瘍に対する陽子線治療の観察研究の実施 臨床研究法対応、特に小児の場合適応外薬剤(特定臨床研究扱い)対策</p> <p>(8)AYA世代(高校生)の教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生にする遠隔双方向授業開始 ・ボランティアなどを活用した高校生に対する教育支援事業の実施 <p>(9)国際協力推進事業(平成29年度医療技術等国際展開推進事業(NCGM事業)) 開発途上国における小児がんの診療効力強化として小児がん診療従事者の交流・促進</p> <p>(10)人材確保・教育 Child Life Specialist(CLS)確保 専門看護師・薬剤師養成 若手医師の交流</p>

項目	内容
令和2年度の活動計画	<p>(1)研修教育:看護研修会 今年度は3回シリーズ予定 1回目: 2020年7月4日(土)基礎編 2回目、3回目: 2020年10月、11月(予定;テーマ未定) 近畿ブロック小児がん拠点病院主催小児がん看護研修・小児がん相談員合同研修 12月(予定) LCAS(Lifetime Care and Support for Child, Adolescent and Young Adult:「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」)実施</p> <p>地域内研究会・講習会の継続実施 6月頃兵庫県小児血液腫瘍症例検討会 11月頃小児がん治療講演会 1月頃小児がんの薬物開発</p> <p>(2)情報連携:地域内がん相談支援室との連携による機能拡大。兵庫県がん・生殖医療ネットワーク事との連携によるAYA世代がん患者の妊孕能温存処置の拡大・促進、特に卵巣凍結保存</p> <p>(3)がん登録:専任職員を用いた地域がん登録の継続実施。</p> <p>(4)緩和医療:緩和医療チームの活動促進、緩和ケア診療加算推進</p> <p>(6)医療連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児がん拠点病院連携会議(計3回、次回はR2.6.19) ・小児がん診療病院との連携 連携会議(近畿は年2回程度予定) 中四国ブロック R3.1.9 再発難治例の集約化と標準治療群均てん化 ・小児がん診療病院とのTV会議(8月、12月除く毎月) ・兵庫県立神戸陽子線センターとの連携 さらなる症例の集積 ・当院Tumor Board(週1回)への他院からの参加奨励 <p>(7)臨床研究:JCCGを中心に計画されている国際臨床試験への積極的参加 小児悪性腫瘍に対する陽子線治療の観察研究の実施(脳腫瘍で開始予定) 臨床研究法対応、特に小児の場合適応外薬剤(特定臨床研究扱い)対策</p> <p>(8)AYA世代(高校生)の教育支援さらなる促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔双方向授業推進 ・ボランティアなどを活用した高校生に対する教育支援事業の実施 <p>(9)国際協力推進事業(平成29年度医療技術等国際展開推進事業(NCGM事業)) 開発途上国における小児がんの診療効力強化として小児がん診療従事者の交流・促進</p> <p>(10)人材確保・教育 Child Life Specialist(CLS)確保 専門看護師・薬剤師養成 若手医師の交流</p>

(公 印 省 略)
疾 第 1 9 2 2 号
令 和 2 年 1 月 9 日

国指定・県指定がん診療連携拠点病院長
がん診療連携拠点病院に準じる病院長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

小児がん連携病院の指定について

平素から本県のがん対策の推進について、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、近畿ブロック小児がん医療提供体制協議会（事務局：地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター）から、協議の結果、別添の医療機関を近畿ブロック小児がん連携病院に指定するとの報告がありましたので、お知らせします。

<添付文書>

近畿ブロック小児がん連携病院一覧表（令和元年11月1日付け）

(お問い合わせ先)
兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課
がん・難病対策班 担当：渡邊・西村
TEL：078-341-7711
内線（3231）
FAX：078-362-9474
〒650-8567
神戸市中央区下山路5-10-1

近畿ブロック小児がん連携病院一覧表（令和元年11月1日付け）

類型（1）地域の小児がん診療を行う連携病院

- ・福井大学医学部附属病院
- ・滋賀医科大学医学部附属病院
- ・大津赤十字病院
- ・京都市立病院
- ・舞鶴医療センター
- ・奈良県立医科大学附属病院
- ・近畿大学病院
- ・北野病院
- ・大阪市立大学医学部附属病院
- ・大阪赤十字病院
- ・大阪大学医学部附属病院
- ・大阪母子医療センター
- ・日本赤十字社和歌山医療センター
- ・和歌山県立医科大学附属病院
- ・神戸大学医学部附属病院
- ・兵庫医科大学病院
- ・兵庫県立尼崎総合医療センター

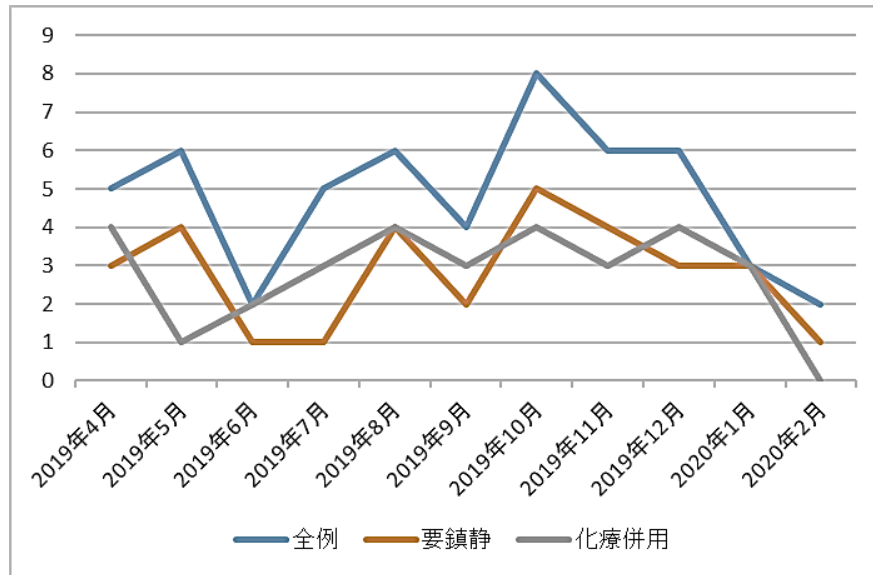
類型（2）特定のがん種等についての診療を行う連携病院

- ・福井県立病院
- ・兵庫県立がんセンター
- ・神戸陽子線センター

類型（3）小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院

- ・福井赤十字病院
- ・京都桂病院
- ・近畿大学奈良病院
- ・天理よろづ相談所病院
- ・松下記念病院
- ・明石市立市民病院
- ・加古川中央市民病院
- ・神戸市立西神戸医療センター
- ・姫路赤十字病院
- ・北播磨総合医療センター

資料2 神戸陽子線センターでの 小児症例実績



月別詳細	全例	要鎮静	化療併用
2019年4月	5	3	4
2019年5月	6	4	1
2019年6月	2	1	2
2019年7月	5	1	3
2019年8月	6	4	4
2019年9月	4	2	3
2019年10月	8	5	4
2019年11月	6	4	3
2019年12月	6	3	4
2020年1月	3	3	3
2020年2月	2	1	0
累計	100	54	51

年度別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2017年度												3	3
2018年度	2	7	3	6	3	2	2	4	4	3	5	3	44
2019年度	5	6	2	5	6	4	8	6	6	3	2	5	58



元文科初第1114号
令和元年11月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸山洋司



(印影印刷)

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）

高等学校等（全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）における遠隔教育の推進については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）を、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）に位置付け、これまでも制度の弾力化を図ってきたところです。

文部科学省では、昨年11月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を踏まえ、本年6月、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめました。この中で、今後の取り組むべき施策として、高等学校段階の病気療養中の生徒に対する遠隔教育について、受信側の教員の配置に関する要件を緩和し、遠隔教育を通じた、より効果的な教育実践を推進することを示しているところです。

これを受け、この度、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対する教育の一層の充実を図るため、平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2について下記第1のとおり、平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）について下記第2のとおり、それぞれ留意事項を補足しましたので、御了知の上、適切に対応されるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正す

る省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2について

高等学校等の教育は、心身の発達に応じて行うこと等を目的とするものであり、高等学校等の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室等に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、病室等において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対し、施行規則第88条の3の規定に基づきメディアを利用して行う授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

第2 平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の(2)について

特別支援学校の高等部の教育は、心身の発達に応じて行うことを目的とするものであり、生徒の特性に鑑み、巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の病室等に当該特別支援学校の高等部の教員を配置すべきであること。なお、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

ただし、当該特別支援学校と保護者が連携・協力し、生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えている場合には、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置することは必ずしも要しないこと。受信側の病室等で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。また、受信側の病室等に当該特別支援学校の教員を配置しない場合にも、配信側の教員は受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係・指導係
電話 03-5253-4111 (内線 3193・3716)

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付高校教育改革係
電話 03-5253-4111 (内線 3482)

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」(通知)

平成27年4月、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(同時双方向型)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ。

- 74単位のうち、36単位を上限
 - ※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
 - ※特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側の教員は、受信側の高等学校等の身分を有し、当該教科の免許保有者
 - ※受信側は、原則として当該高等学校等の教員(当該教科の免許保有者以外でも可)を配置



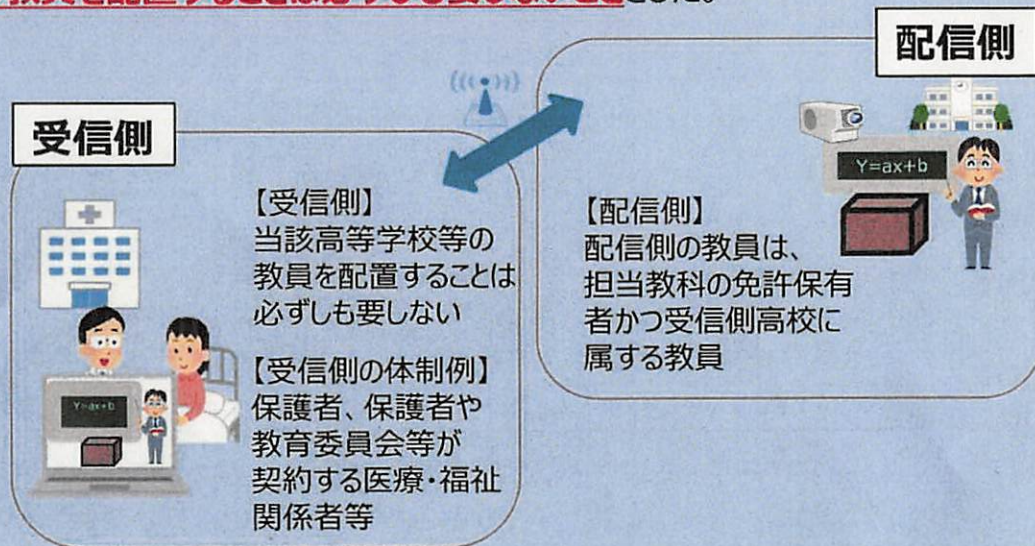
令和元年6月に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」を受け、**高等学校段階の病気療養中の生徒に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合に係る留意事項(※2)を補足し、**受信側の教員の配置に関する要件を緩和**。

通知概要(令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知)

病室等において、**疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合には、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とした。

【受信側に当該高等学校等の教員を配置しない場合】

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。**
- ◆ **配信側の教員は**受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



(※1) 同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式
(※2) 平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」の記Ⅲ留意事項の第1の2及び平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について(通知)」の記第3留意事項の3の(2)

高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

令和2年度予算額(案) 21百万円
(前年度予算額 26百万円)



背景説明

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。

入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第3期がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)においても、小児・AYA世代^(※)のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※AYA世代：思春期及び若年成人世代 (Adolescent and Young Adult)

目的・目標

各自治体において、在籍校、特別支援学校、教育委員会、病院等の関係機関が連携し、高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の整備に関する調査研究を実施する。

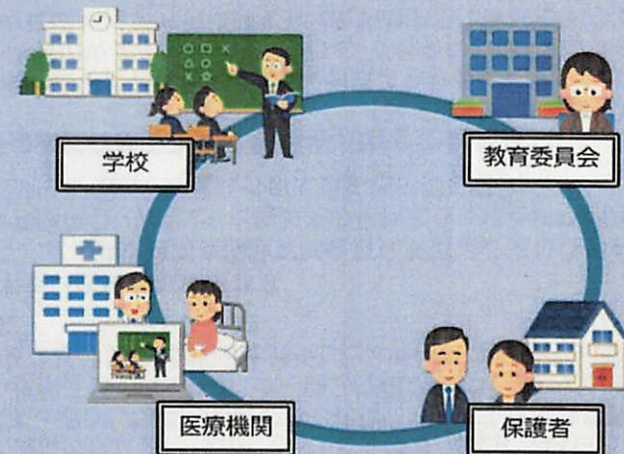
事業内容

委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（5地域）

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため、通学が困難である、一時帰宅をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 遠隔教育の有効な活用方法、単位認定・評価に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究

等



※同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度予算額(案) 2,546百万円

(前年度予算額 2,501百万円)



文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,919百万円(1,796百万円)(拡充)

【補助率1/3】

- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備

自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。(①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発)

- ◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置(拡充)

1,800人⇒2,100人(+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 29百万円(59百万円)

人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

150百万円(213百万円)

- ◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業(新規)

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

- ◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト(新規)

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

○学校と福祉機関の連携支援事業 8百万円(10百万円)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 21百万円(新規)

- ◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業
聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校(聴覚障害)における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

- ◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】

医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

154百万円(139百万円)(拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 35百万円(45百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

21百万円(26百万円)

高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進

プロジェクト 207百万円(210百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 12,397百万円(12,164百万円)【補助率1/2】

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金 1,103百万円(1,043百万円)

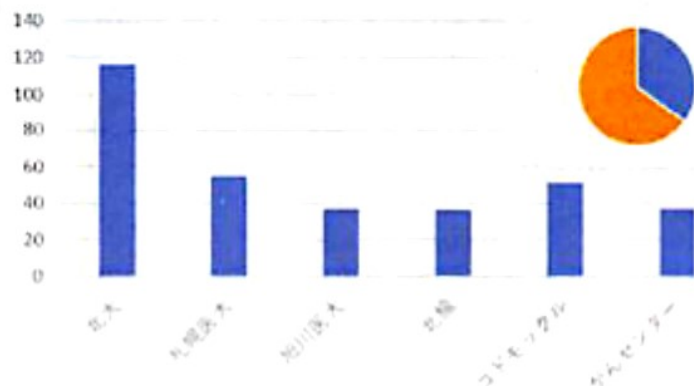
○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○特別支援学校の新增築及び既存施設の改修による教室不足解消【補助率1/2(原則)】、バリアフリー対策【補助率1/3等】への国庫補助

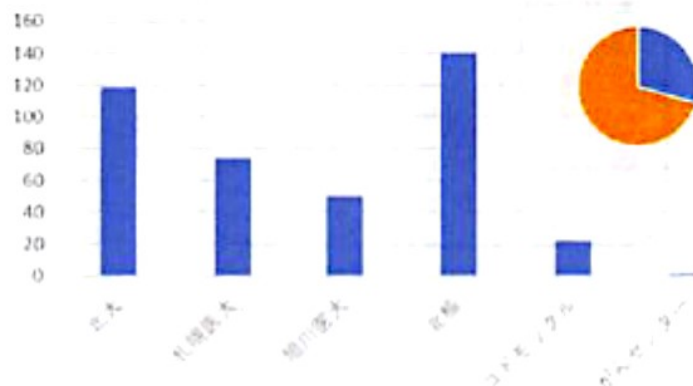
診療の実態（北海道ブロック）

・2010年-2017年度の**新規**患者総計（北海道内の小児がん診療病院から収集）

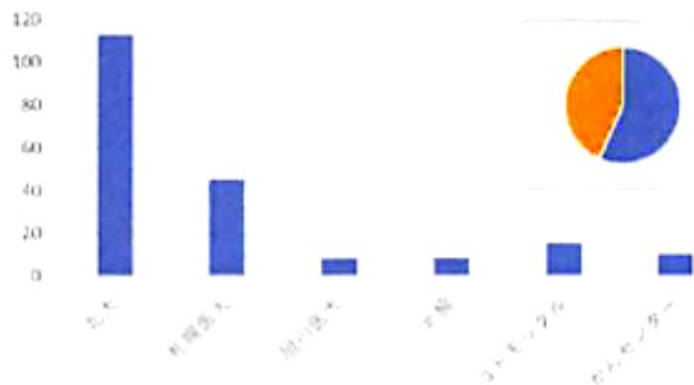
固形腫瘍(2010-17)



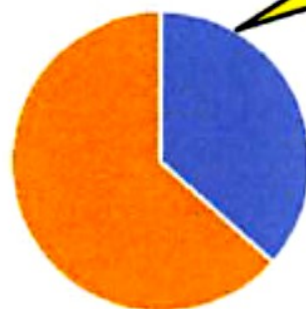
造血器腫瘍(2010-17)



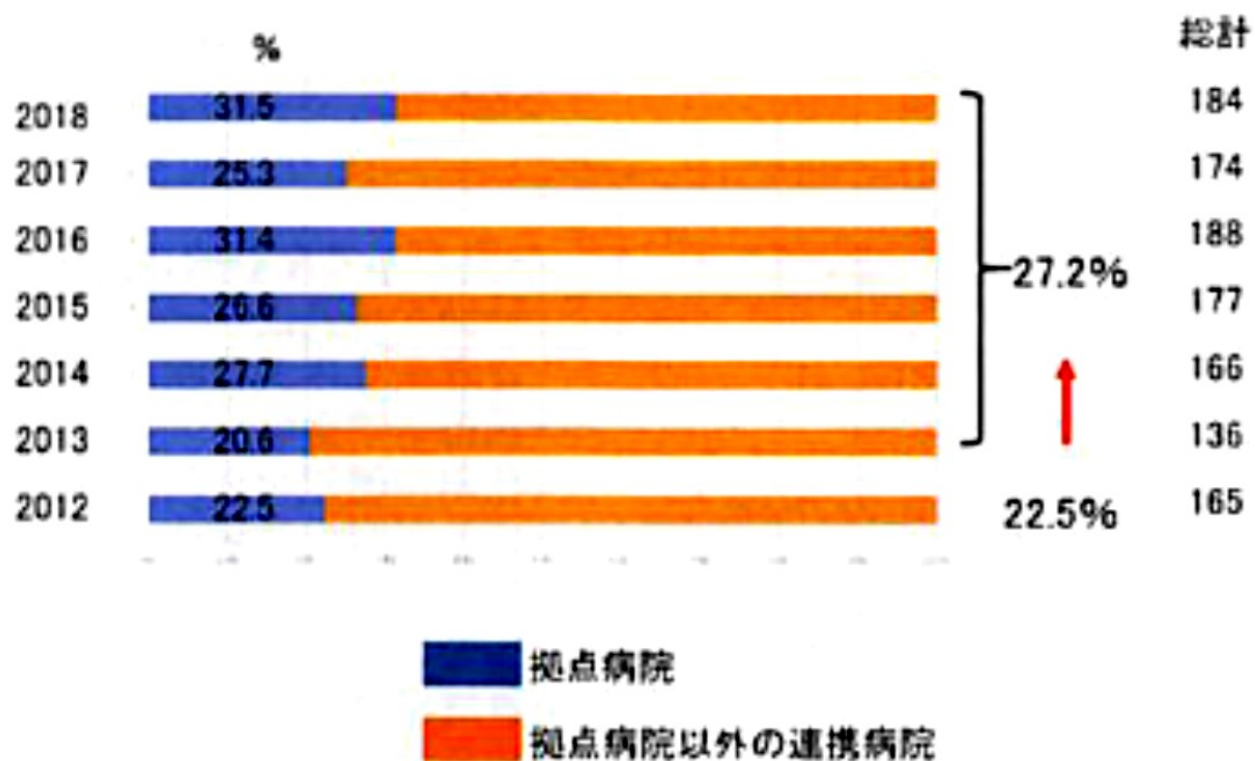
脳腫瘍(2010-17)



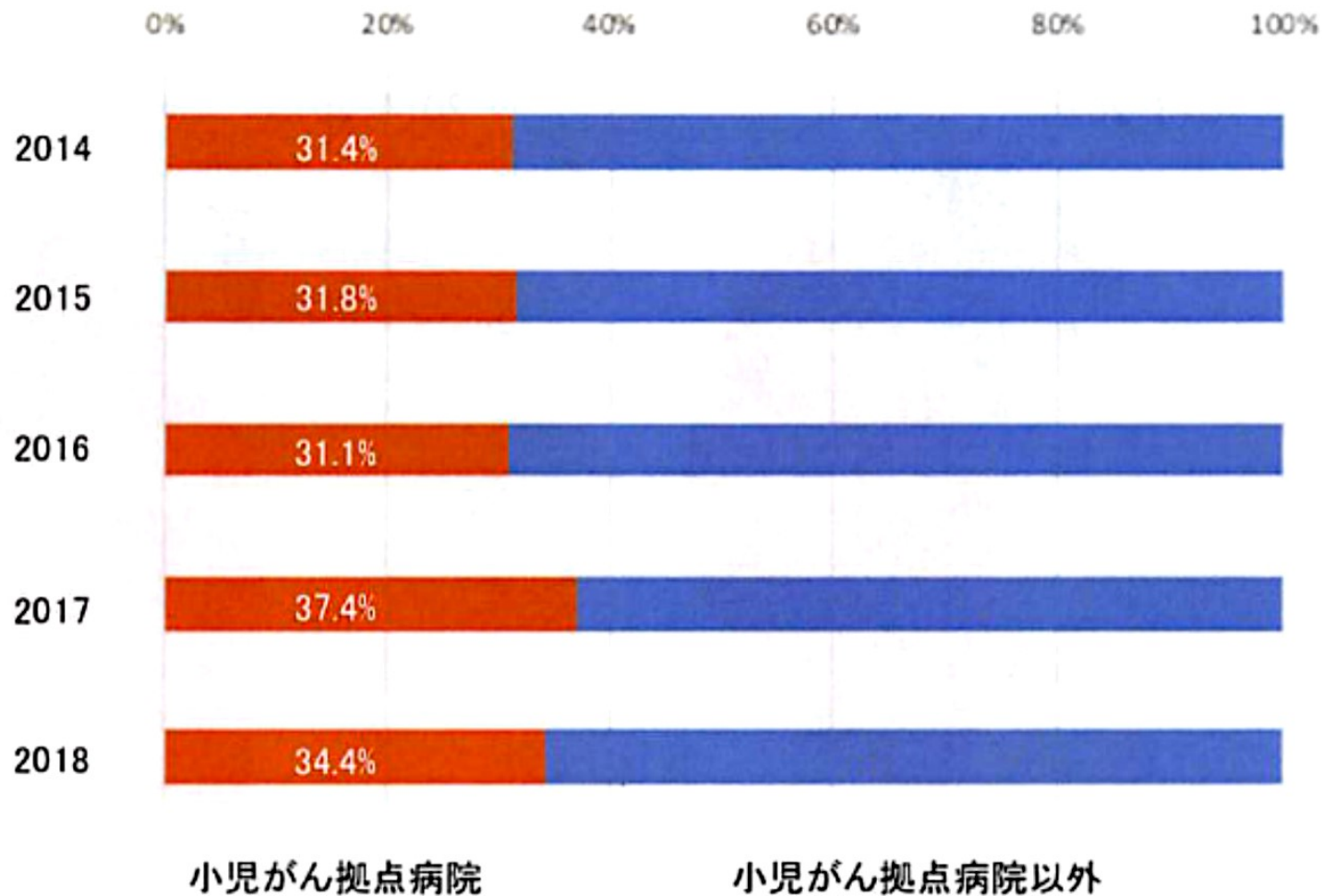
北海道大学病院



全症例数からみた拠点病院への集約化



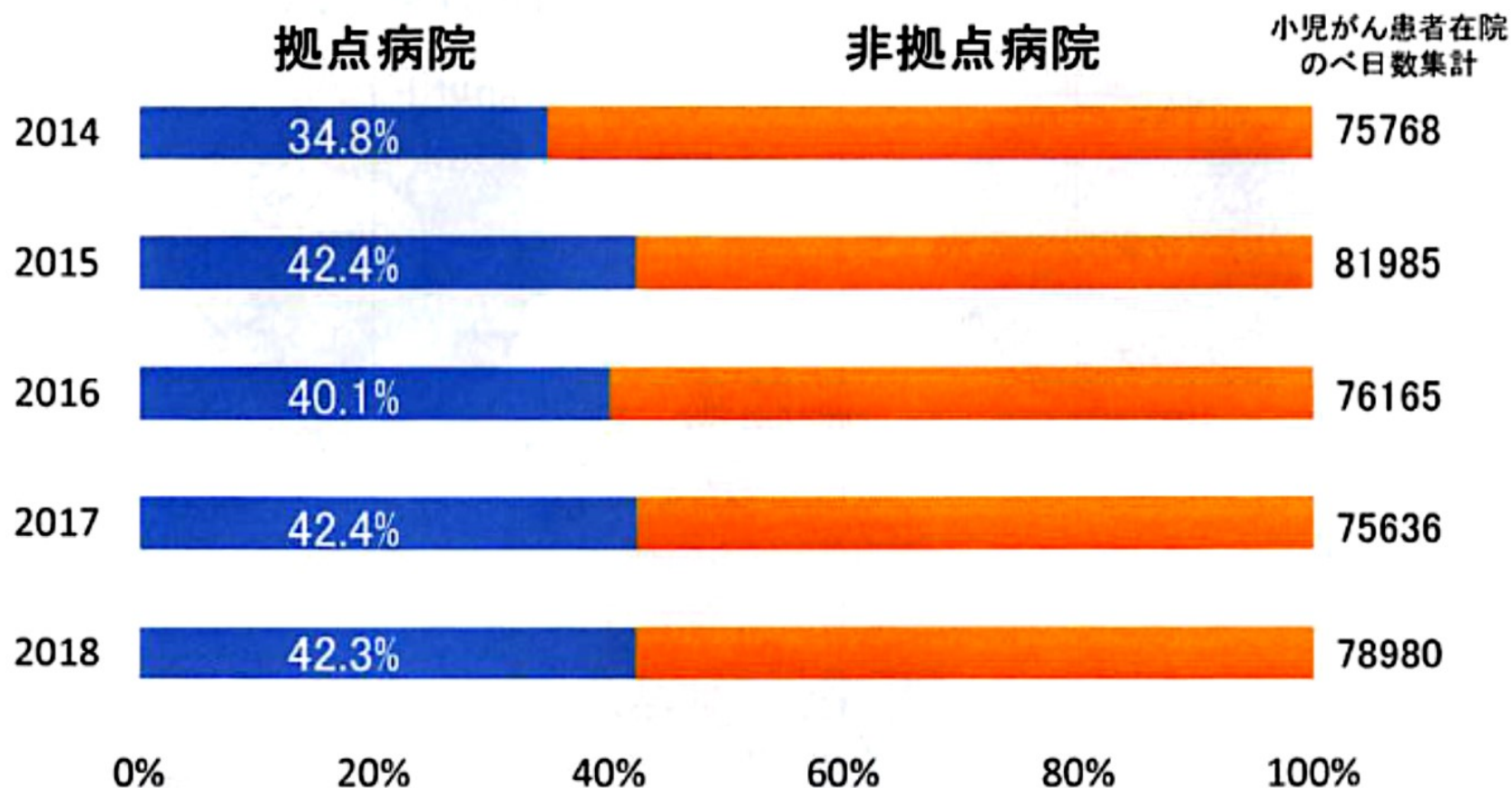
小児がん入院在院延べ日数からみた集約化(関東甲信越)



小児がん拠点病院情報公開資料より

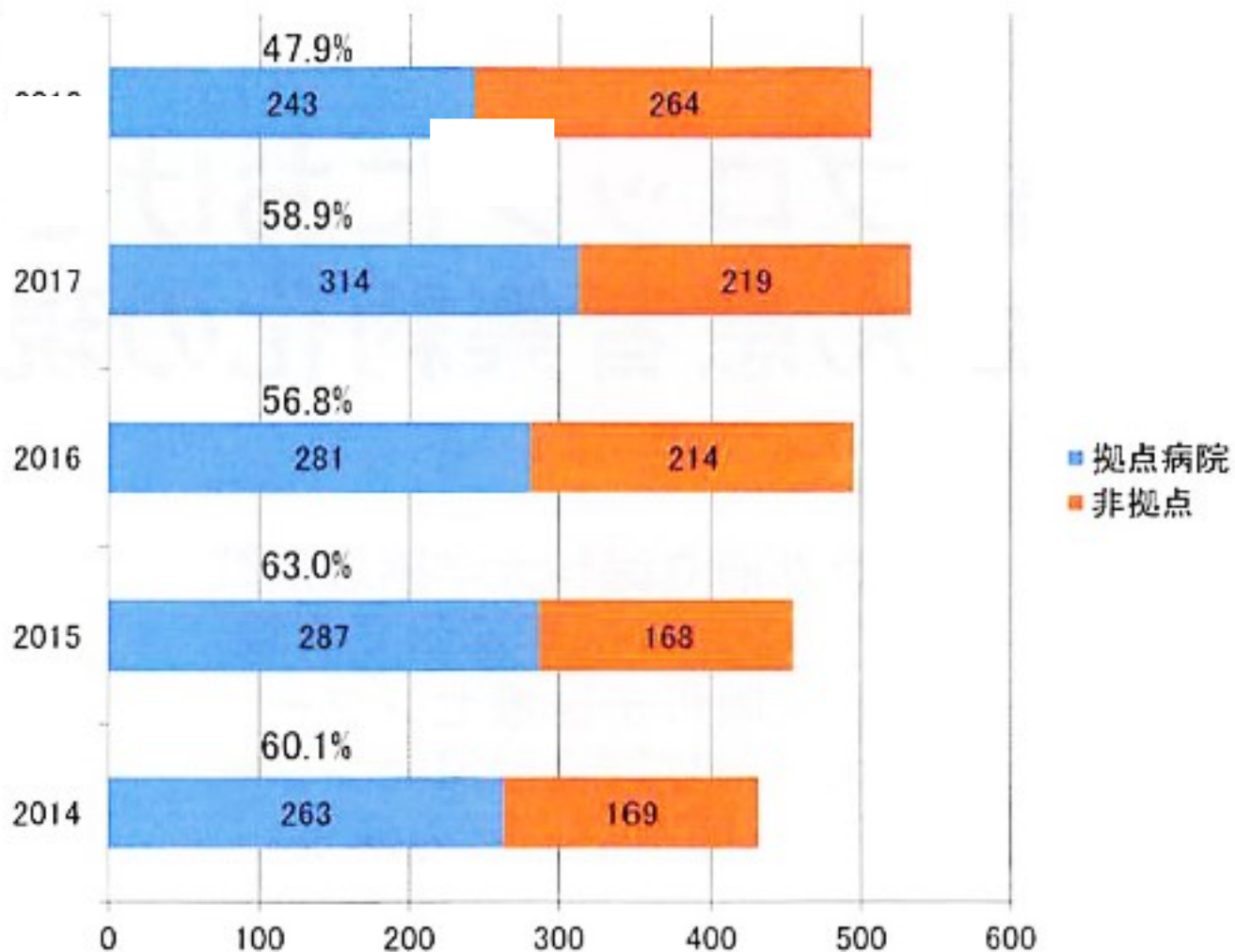
東海北陸地域の小児がん患者入院延べ日数 からみた拠点病院への集約化

小児がん患者在院のべ日数の拠点病院比率



情報公開からみる集約化について(症例数ベース)

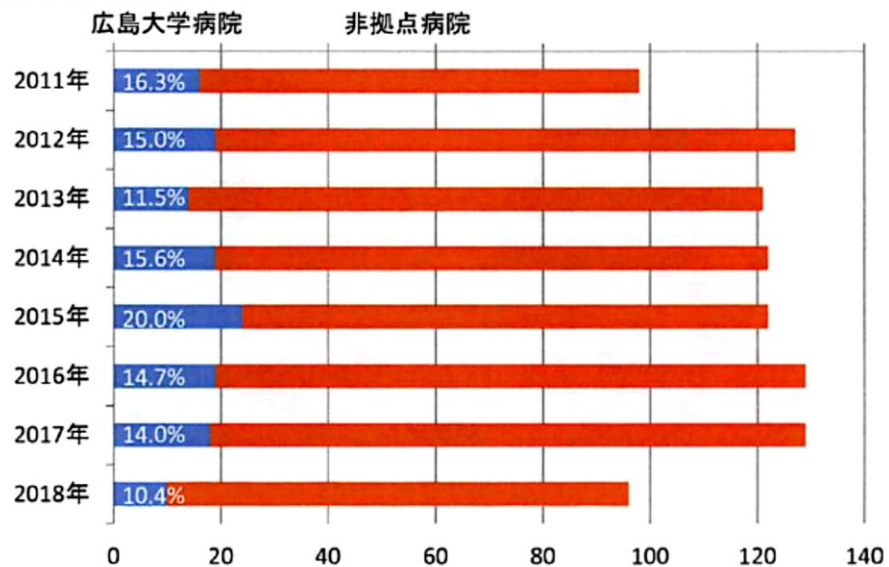
初発例
(総計)



近畿地区

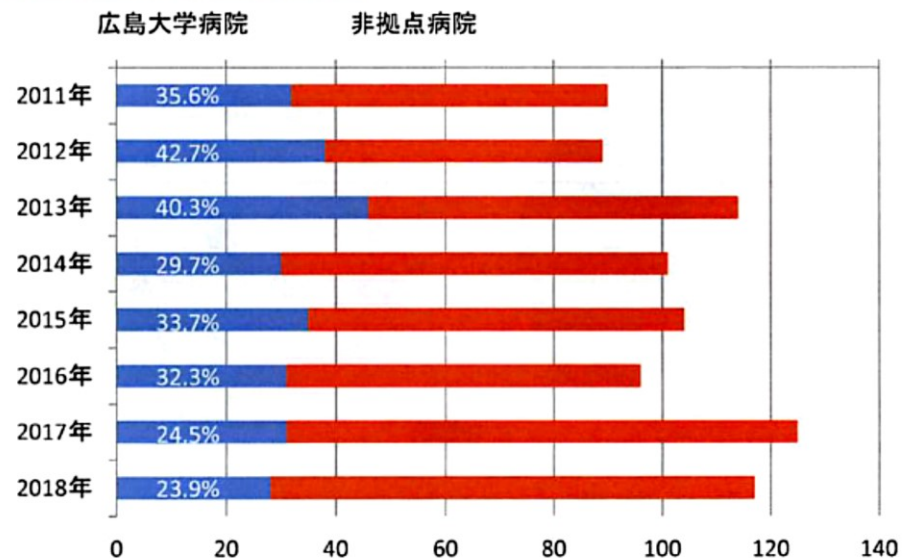
情報公開資料からみる集約化について(症例数ベース)

造血器腫瘍(初発例)



情報公開資料からみる集約化について(症例数ベース)

固形腫瘍(脳腫瘍含む・初発例)



中四国地方

九州・沖縄地域における小児がん患者の集約化 (入院在院のべ日数より)

